

佐賀県立地企業による誘致プロモーション業務

企画コンペ実施要領

別 添 1 業務委託仕様書

別 添 2 評価基準

別 添 3 (参考) 佐賀が日本の「IT」をアツくする

別 添 4 (参考) 佐賀県企業立地のご案内

様式第1号 仕様書等に対する質問書

様式第2号の1 参加資格確認申請書 (単独企業用)

様式第2号の2 参加資格確認申請書 (共同企業体用)

様式第2号の3 共同企業体協定書 (見本)

様式第3号 誓約書

様式第4号 提案書 (送付)

様式第5号 実績書

佐賀県 産業労働部 企業立地課

佐賀県立地企業による誘致プロモーション業務委託に係る企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領は、佐賀県立地企業による誘致プロモーション業務委託に係る企画コンペの実施について、参加者が留意すべき事項を記したものであり、参加希望者は、次の事項を熟知のうえ、参加資格確認申請書等を提出されるようお願いします。

1 公示日

令和5年4月21日（金）

2 企画コンペを行う事項

- (1) 委託業務名：佐賀県立地企業による誘致プロモーション業務
- (2) 業務内容：別添1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで
- (4) 委託上限額：5,800,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 手続等に関する事項

担当課 佐賀県産業労働部企業立地課 企業誘致担当（事務系）

住所 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 新館9階

電話番号 0952-25-7093

ファックス番号 0952-25-7384

メールアドレス kigyouricchi@pref.saga.lg.jp

4 実施スケジュール

- 令和5年4月21日（金） 県ホームページでの公募開始
令和5年5月8日（月） 参加資格確認申請書及び質問書提出期限
令和5年5月17日（水） 参加資格確認結果通知及び質問回答
令和5年5月26日（金） 提案書・見積書提出期限
令和5年5月29日（月） 審査会（プレゼンテーション）
令和5年6月2日（金） までに委託業者決定

5 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者、誘致企業であること。

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- (3) 共同事業者の構成員数は 3 社以内とし、代表構成員は県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者、誘致企業であること。
- (4) 共同事業者の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

6 説明会の日時及び場所

実施しない

7 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ①参加資格確認申請書（様式第2号）…1部
- ②誓約書（様式第3号）…1部
- ③会社概要（パンフレット等）…1部
- ④協定書の写し（共同企業体のみ）…1部

(2) 提出期限 令和5年5月8日（月）17時15分まで（必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 参加資格の確認結果は、令和5年5月17日（水）までに通知する。

8 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。

- ① 提案書（送付）（様式第4号）…1部
- ② 提案書（任意様式）…6部

ア 仕様書に加え、別添3「佐賀が日本のITをアツくする」、別添4「佐賀県企業立地のご案内」及び「SAGA立地ナビ（SAGA立地ナビ（saga-kigyorichi.jp）」を参考に仕様書に示す内容をすべて盛り込んで作成すること。

イ 業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務運営体制について記載すること。

ウ A4カラー印刷長編綴じ（ホチキス留め、A3の折り込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。なお、紙と同一の電子データも1部提出すること（電子データはPowerPoint又はPDF形式とする。）。

- ③ 実績書（様式第5号）…6部
- ④ 見積書（任意様式）…6部

(2) 提出期限 令和5年5月26日（金）17時15分まで（必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

9 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和5年5月29日（月）※時間については、追って参加者に通知する。

(2) 場所 佐賀県新館9階南会議室（部長室横）

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

10 評価に関する事項

- (1) 参加者毎に提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- (2) 評価基準（配点入り）は別添2のとおりとする。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 結果の通知

令和5年6月2日（金）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

12 その他

(1) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年5月8日（月）までに仕様書等に対する質問書（様式第1号）に記載のうえ、FAXまたは電子メールにて上記担当課に提出すること。質問への回答は令和5年5月17日（水）までに質問者に対し電子メールにより回答する。また、必要に応じて参加者全員に周知する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則に基づく

(3) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。費用の内訳については、可能な限り詳細に記載し、項目ごとの内容と経費の関係がわかるよう記載すること。

(4) 契約書について

提案書に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1者で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(6) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(7) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(8) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

以上